

京田辺市人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

平成21年3月1日

京田辺市長 石井 明三

## 京田辺市人事行政の運営等の状況の公表

京田辺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年京田辺市条例第38号）に基づき、下記により報告します。

なお、報告する内容については、総務省指定の給与実態調査、定員管理調査、勤務条件等に関する調査、地方公務員制度実態調査等に基づいたものです。

### 記

#### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

##### (1) 職員の採用状況（平成19年4月1日～平成20年4月1日）

	19. 4. 1～20. 3.31	20. 4. 1
一般行政職	6人	8人
医療技術職	0人	0人
保育士・幼稚園教諭職	3人	5人
消防職	1人	2人
計	10人	15人

（国、府との人事交流等職員は除く。）

##### (2) 職員の退職の状況（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

退職事由	人数
定年退職	17人
勸奨退職	9人
普通退職	6人
その他退職等	2人
計	34人

（国、府との人事交流等職員は除く。）

##### (3) 再任用（短時間勤務）職員の状況（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

19.4.1現在職員数	年度内異動数	20.3.31現在職員数
7人	1人	6人

## (4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位：人)

	職員数		対前年増減	主な増減理由	
	平成19年	平成20年			
一般行政	議会	6	5	1	退職者欠員不補充
	総務企画	82	77	5	機構改革による縮小
	税務	24	25	1	資産税係充実
	民生	91	88	3	福祉事務所縮小、退職者欠員不補充等
	衛生	74	67	7	退職者欠員不補充
	労働	1	1	0	
	商工	2	2	0	
	農林水産	16	15	1	退職者欠員不補充
	土木	49	50	1	都市計画部門業務増
	小計	345	330	15	
特別行政	教育	106	103	3	調理員等退職者欠員不補充
	消防	103	102	1	人事異動による欠員不補充
	小計	209	205	4	
普通会計	計	554	535	19	
公営企業等	水道	30	30	0	
	下水道	15	14	1	業務の縮小
	国保	7	7	0	
	介護保険	6	7	1	介護保険充実
	小計	58	58	0	
合計		612	593	19	

## 2 職員の給与の状況

## (1) 人件費の概要(平成19年度普通会計決算)

(単位：千円)

区分	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	(18年度人件費率)
19年度	19,683,497	5,147,919	26.15%	27.01%

(注) 普通会計は、上水道の企業会計並びに国民健康保険、下水道事業、老人保健、松井財産区、農業集落排水事業、介護保険及び産業立地の各特別会計を除きます。

## (2) 職員給与費(平成20年度一般会計当初予算)

(単位：千円)

区分	職員数(A)	給与費				一人当たり給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
20年度	571	2,207,082	671,402	968,351	3,846,835	6,737

(注) 一般会計は、普通会計のうち休日応急診療所特別会計を除きます。

## (3) 平均給料月額・平均年齢(平成20年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	341,700円	43.03歳
技能労務職	321,200円	43.02歳

(4) 職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	本 市		国		
	初任給	採用2年後	初任給	採用2年後	
一般行政職	大学卒	178,800円	187,600円	172,200円	180,600円
	高校卒	149,800円	157,200円	140,100円	145,900円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成20年4月1日現在)

区 分	経験年数	10年以上～15年未満	15年以上～20年未満	20年以上～25年未満
一般行政職	大学卒	277,900円	333,700円	369,900円
	高校卒	258,600円	296,000円	341,900円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続いて勤務していた場合の年数です。

(6) 一般行政職員の級別人員(平成20年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職	主事補 技師補	主事 技師	係長 主査 主任	課長補佐 係長	館長 所長	課長	部長 副部長	X
職員数	2人	20人	85人	92人	10人	29人	24人	262人
構成比	0.8%	7.6%	32.4%	35.1%	3.8%	11.1%	9.1%	100%

(注) 一般行政職には、消防、税務、保育所、幼稚園、技能労務職等を含みません。

(7) 国との給料月額の水準比較(ラスパイレス指数)の状況

年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
一般行政職	99.5	97.6	97.4	99.1

(注) ラスパイレス指数とは、地方公共団体の職員構成が、国と同じであると仮定した場合に、国の給料額を100として求められる数値です。

(8) 職員手当の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	支給の内容	支給実績	
		対象職員数	平均支給額
地域手当	給料及び扶養手当の月額合計の6%	591人	20,400円
扶養手当	配偶者月額 13,000円 その他月額 6,500円 (職員に配偶者がいない場合月額 11,000円(1人目のみ) 満16歳の年度当初～満22歳の年度末までの子 各月額 5,000円加算	323人	21,200円
期末手当 勤勉手当 (一般職員)	(支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.4 0.75 12月期 1.6 0.75 計 3.0 1.50	601人 593人	期末手当 1,128,600円 勤勉手当 620,800円

通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関利用者（運賃相当額） 運賃等の額に応じ、6か月を超えない範囲内で、月の初日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間の通勤に要する運賃等に相当する額を支給</li> <li>・自動車等使用者（燃料費相当額） 通勤距離（2～60km以上）に応じて、月額2,300円～24,500円を支給</li> </ul>	503人	6,400円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員に対し、月額 2,000円（世帯主にあつては3,000円）を支給</li> <li>家賃等を月額 12,000円以上支払っている職員に対して、家賃等の額に応じて、最高月額27,000円を加算支給</li> <li>新築、購入した職員に対し、取得後5年間に限り、月額 2,500円を加算支給</li> </ul>	591人	6,100円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>部長 45,000円</li> <li>副部長・参事 40,000円</li> <li>課長 38,000円</li> <li>指導主幹 32,000円</li> <li>所長 30,000円</li> <li>統括主幹 23,000円</li> </ul>	100人	36,000円
特殊勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>著しく危険、不快、不健康、困難な勤務その他特殊な勤務に従事する職員に支給</li> <li>主な手当 感染症防疫作業、じん芥収集等、市税事務等、高圧配電線路保守作業</li> </ul>	322人	17,800円
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給する。	419人	70,700円

（注）職員数、平均支給額は、期末手当及び勤勉手当を除き、平成20年4月支給実績で、百円未満は、四捨五入により処理しております。

（注）期末手当及び勤勉手当に係る実績は、平成19年度支給額です。また対象職員数は、平成19年12月支給基準日における支給実職員数です。

（9）特別職の給与・報酬等（平成20年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当
市長	875,000円	6月期 2.125 12月期 2.325 計 4.45
副市長	730,000円	（給料＋地域手当＋役職加算額（（給料＋地域手当）×15%））×4.45月分
議長	500,000円	
副議長	405,000円	6月期 1.600
議員 （委員長）	380,000円	12月期 1.750 計 3.35
議員	375,000円	（報酬＋役職加算額（報酬×15%））×3.35月分

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 職員の勤務時間（標準的なもの）

1週間の勤務時間	執務時間	休憩時間	休息時間
40時間	8時30分～17時15分	12時15分～13時	12時～12時15分 17時～17時15分

#### (2) 年次有給休暇の使用状況（平成19年1月1日～平成19年12月31日）

(a)	(b)	(c)	(b)/(c)	(b)/(a)
総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
12,837	3,600.7	335	10.7	28.05%

（注）「対象職員」とは、市長部局の職員で平成19年1月1日から平成19年12月31日までの全期間を在職した職員（当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除く。）

#### (3) 育児休業及び部分休業の取得状況（平成19年度）（単位：人）

平成19年度中の育児休業及び部分休業の取得状況（全職員）				平成19年度中に新たに取得可能となった職員の取得状況			
育児休業取得者数		部分休業取得者数		新規育児休業取得者数		部分休業取得者数	
男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
1	22	0	1	1	14	0	1

#### (4) 介護休暇の取得状況（平成19年度）（単位：人）

平成19年度中の介護休暇の取得状況（全職員）	
男性	女性
0	2

### 4 職員の分限及び懲戒処分状況（平成19年度）

#### (1) 分限処分の状況（単位：人）

懲戒処分事由	降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合				
心身の故障の場合			9	
職に必要な適格性を欠く場合				
その他				
合計	0	0	9	0

#### (2) 懲戒処分の状況（単位：人）

懲戒処分事由	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	1			
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合				
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合				
合計	1	0	0	0

## 5 職員のサービスの状況

### (1) 職務に専念する義務の免除の状況（平成20年4月1日現在）

内 容 等
研修を受ける場合
厚生に関する計画の実施に参加する場合
京田辺市の特別職として職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
京田辺市の行政の運営上、その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合
国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受け講演、講義等を行う場合
職員の教養を目的とする講習会その他これらに類するものであって京田辺市、国、他の地方公共団体、学校その他の団体が行うものに参加する場合
国又は地方公共団体の実施する競争試験その他の試験を受ける場合
地方公務員法第46条又は第49条の2第1項の規定により措置の要求若しくは審査を請求する場合
地方公務員法第55条第11項の規定により当局に対し、不満を表明し、又は意見を申し出る場合
教育公務員特例法第21条第1項の規定により教育に関する他の事業又は事務を行う場合
職員が職員団体の交渉に当たる職員として勤務時間中に交渉に当たる場合
その他市長が特に認める場合

### (2) 営利企業等従事許可（平成19年度）

- ・報酬を得て、事業又は事務に従事する場合...統計調査員等（3人）

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 職員研修の実績（平成19年度）

#### 集合研修

名 称	概 要	参加者数（延べ人数）
	新規採用職員研修（3回）	23人
	監督者研修（コンプライアンス）	152人
	一般職員研修（接遇・応対マナー）	48人
	一般職員研修（窓口サービス）	36人
	法制執務研修	19人
	健康管理研修	39人
	セクシュアル・ハラスメント研修	39人

#### 外部機関等への派遣、その他の研修

名 称	概 要	派遣者数（延べ人数）
京都府市町村振興協会	階層別研修	13人
	指導者養成研修	2人
	能力開発研修	41人
	実務研修	8人
	特別研修	2人

京都府下南部6市合同 研修	管理職研修	4人
	監督者研修	4人
	中堅職員研修	4人
	特別研修	4人
全国市町村国際文化研 修所	政策実務系研修	4人
重要課題研修（先進自 治体）	東京都東大和市、千葉県八千代市、愛媛県 松山市他	3人
近畿市長会	専門研修	2人
京阪奈北近隣都市人事 交流研修（生駒市）	職員研修の取り組み	1人
京都府職員研修・研究 支援センター	地域力再生セミナー	3人
日本経営協会	行政管理講座	2人

自己啓発

名 称	概 要	受講者数
通信教育	新・地方行政実務コース	2人

- (2) 勤務成績の評定の状況  
該当無し

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

- (1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況（平成19年度）

健康診断の種類	対象者	受診者数	受診率
定期健診	560人	543人	96.9%
腰痛等健康診断	180人	166人	92.2%
B型肝炎予防事業	199人	183人	91.6%

- (2) 職員の福利厚生事業の状況（平成20年4月1日現在）

京田辺市職員みどり会

会員の会費月300円で、会員相互の親睦交流事業や体育行事参加者助成事業を行っています。

(財)京都府市町村職員厚生会

7市10町1村19一部事務組合5関係団体で構成された財団法人により、地方公務員法第42条に基づく福利厚生事業（福祉研修・給付等）が行われ、負担金0.6/100掛金1.2/100で運営されています。

- (3) 公務災害及び通勤災害の認定件数（平成19年度）

通 勤 災 害	公 務 災 害
0	6

8 公平委員会の業務の状況（平成19年度）

業務の種類別	新規件数	係属中の件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0	0
不利益処分に関する不服申立ての状況	0	0